

第4章 武蔵野市障害福祉計画
(武蔵野市障害者計画)

第1節 障害福祉計画（障害者計画）の策定にあたって

第1項 計画策定の背景

- 障害者計画は、障害者基本法第9条により平成15年度から19年度までを計画期間としており、その3年目において計画を見直すこととなっているため、公募委員を含めた策定委員会の議論を経て、平成18年度からスタートしました。一方、障害者自立支援法第88条により障害福祉計画の策定が義務付けられましたので、障害者計画に法の求めている内容を包含させた一体のものとして、障害福祉計画を策定いたしました。
- また、発達障害者支援法や障害者自立支援法*の制定に伴い、障害者福祉の枠組みが大きく変わりつつあります。
- 特に、障害者自立支援法では対象が拡大し、身体・知的障害のほか新たに精神障害のある人が加わり、精神障害者福祉施策の更なる充実が求められています。また、持続可能な制度を維持するため利用者への定率負担の原則が示されていますが、障害のある人の暮らしを考える中でサービス水準を維持し、低所得者に急激な利用者負担を生じないような施策が求められています。
- 障害のある人が「施設」から「地域」へと移り、その生き方や就労の形態も変わってきており、在宅での福祉サービスの充実が求められています。
- 障害のある人が地域で自立した生活をするためには、福祉サービスとともに地域住民の協力連携が欠かせないものとなり、自助・共助・公助により、障害のある人もない人も、すべての人が共に住み慣れた地域で暮らすことができる福祉施策の充実が必要です。

第2項 計画の基本的視点

- 障害のある人が安心して暮らしつつ受けられ、積極的にまちづくりに参加することにより、すべての市民にとって住みやすい武蔵野市にしていくための施策を基本的視点として、次の5点を掲げます。
 1. 障害のあるすべての人が、自らの選択に基づく生活スタイルを確保して、地域で自立した生活を営み、安心して暮らしつつけることができるように多様な福祉施策を推進します。
 2. 障害のある人が、福祉サービスなどの利用について、自ら選択し、自ら決定できるよう相談や利用援助などの支援体制づくりを推進します。
 3. 障害のある人が地域の中でいきいきと生活し、自らの意思によって自由に活動できるよう、建物・移動・情報・制度・慣行・心理など、ハード・ソフト両面にわたる、すべての障壁（バリア）を取り除くための施策を推進します。
 4. 障害のある人が地域で自立した生活ができるよう、地域福祉の充実をめざして、自助、共助、公助の役割分担を踏まえNPO、ボランティアや地域住民と連携・協力を図り、バランスの取れた福祉施策を展開します。
 5. 障害のある人の働く意欲を尊重し、個々の適性に応じた職業選択ができるよう、就労を支援する体制づくりを推進します。

* 障害者自立支援法

現行の障害者福祉施策体系を見直す新法。身体・知的・精神の3種の障害を一本化した上で、障害のある人それぞれが、自らの能力や適性に応じ、介護サービスや就労訓練などを利用しながら、できるだけ自立した生活が送れるよう地域社会で支援する体制の整備をめざすもの。

第2節 武蔵野市の障害者福祉をめぐる現状

第1項 現行計画の実施状況

(1) 住み慣れた地域で安心・安全に生活するために～生活基盤の確立と支援～

- 障害のある人が地域で安心して生活するためには、個々のニーズに合った的確な在宅福祉サービスの提供が不可欠です。そのため、相談窓口の充実を図るために生活支援センターネットワーク化を推進してきました。
- 平成15年度より支援費制度*の実施に伴い措置から契約制度に変わり、居宅介護サービスが39%増加して需要が高まったため、その担い手であるヘルパーの養成や資質の向上を図るため研修会を実施してきました。
- 安心できる生活を支援するために、障害のある人のための施設などの安全パトロールを実施し、震災時の家具転倒防止金具の取り付け事業を実施しました。

〈相談件数（来所・電話・訪問）平成17年度実績〉

相談機関	件数
地域生活支援センターびーと	4,868 件
ライフサポートMEW	1,171 件
障害者福祉センター	469 件

〈居宅介護（ホームヘルプ・ガイドヘルプ）平成17年度実績〉

障害別 利用実績	身体障害者	知的障害者	児童	精神障害者	合計
延利用者数（人）	1,388	737	645	27	2,797
時間数（時間）	70,048	7,268	9,359	1,527	88,202

*精神障害者の延利用者数は世帯数

(2) 地域で自立した生活をするために ～自立の促進～

- すべての公立保育園で障害のある子どもを受け入れることができる体制を整備し、平成17年度は民間保育園を含め10園で受け入れを行いました。
- 身体に障害のある人の車椅子、補聴器などの補装具や、特殊ベッド、入浴補助用具などの日常生活用具の給付、さらに、浴室、玄関などの住宅改造などを実施しました。

(3) 地域社会の中でいきいきと活動するために ～社会参加の促進～

- 養護学校卒業後、一般就労が困難な障害のある人の生きがいのある生活の場として、小規模授産施設を設置しました。
- 障害者団体やボランティア団体などの自主的な活動を支援するため、活動費の助成や、福祉バス貸し出しなどを支援しました。

* 支援費制度

障害のある人が利用するサービスの提供者や内容を、障害のある人自らが選択する制度。それらを行政が決定していた従来の「措置制度」に代わるもの。

■障害のある人の外出を支援するため、ムーバス、レモンキャブ、リフトタクシーを増車し、また、福祉タクシー*の利用を推進して外出の機会の増進に努めました。

〈市内の通所施設〉（平成 17 年度実績）

施設名	定員	利用者数	備考
ワークセンター大地	50 人	50 人	知的障害者授産施設
デイセンター山びこ	40 人	37 人	知的障害者更生施設
ワークセンターけやき	20 人	18 人	身体障害者授産施設
いずみ作業所	19 人	15 人	身体障害者小規模作業所
ひまわり作業所	19 人	22 人	
千川作業所	19 人	19 人	知的障害者小規模授産施設
チャレンジャー	19 人	21 人	
むさしのワークス	19 人	20 人	
ゆーあい第一作業所	19 人	18 人	知的障害者小規模作業所
ワークイン関前	19 人	19 人	
武蔵境ワーキングセンター	19 人	8 人	
就労支援センターMEW	—	39 人	精神障害者共同作業所
ワークショップMEW	—	32 人	

（４）暮らしやすい福祉のまちづくりのために ～バリアフリーの促進～

- 住みやすいまちづくりとして公共交通機関の利用を促進するため、駅ホームのエレベーター・エスカレーターの設置や道路の段差解消、公園や公共住宅のバリアフリー化などを推進しました。
- 市民が支え合うまちづくりとして、手話講習会、失語症会話パートナー、点字ボランティアの育成を図る講習会を実施しました。
- 市民に障害を理解していただくため、講演会の実施や小中学校の生徒に体験学習として福祉施設で障害のある人と触れ合う機会を設定し、障害への理解を深めました。

〈ボランティアの育成講習〉（平成 17 年度実績）

講習会名	人数
手話講習会	126 人
点字講習会	13 人
失語症会話パートナー	8 人

* 福祉タクシー

電車・バスなど通常の交通機関を利用することの困難な障害のある人が、タクシーで通院などをする場合に、その運賃の一部を助成する制度。

(5) 利用者本位の新しいしくみづくりのために ～利用者支援の充実～

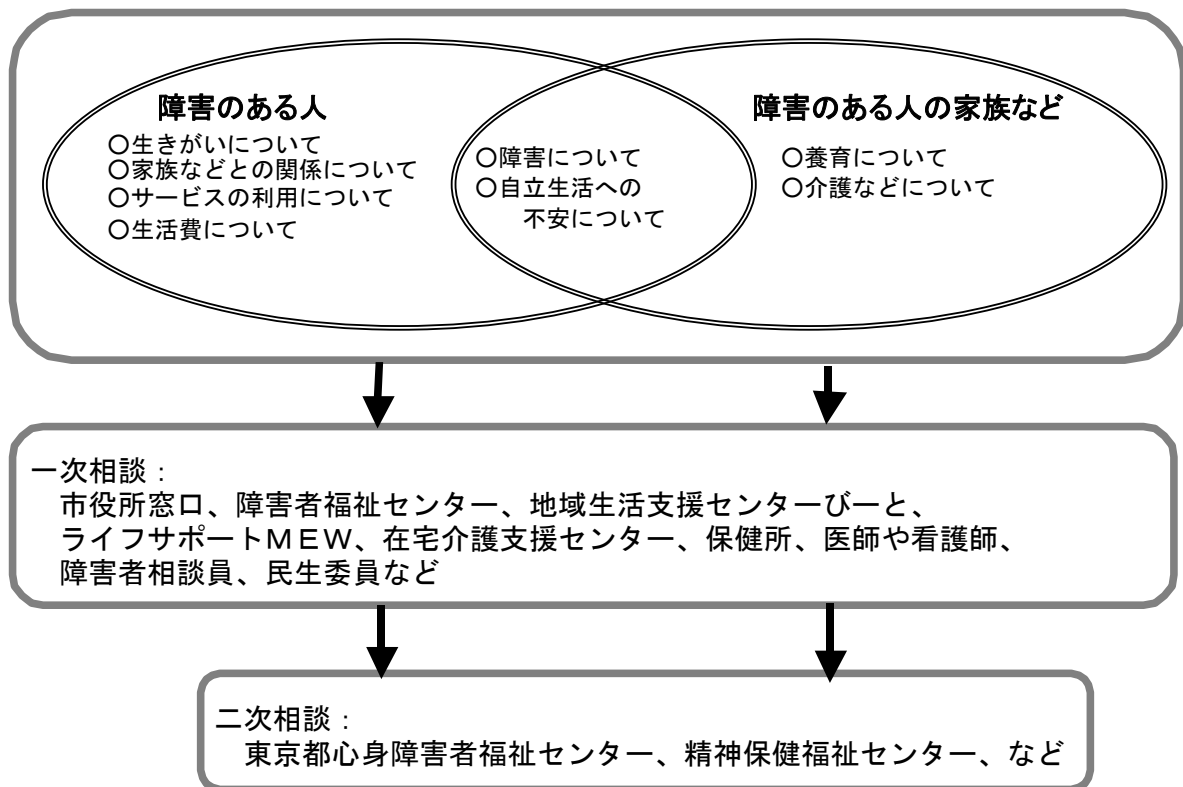
- 障害のある人によりよいサービスを提供するため、職員の資質の向上を図る研修を実施しました。
- 契約内容の理解が困難な障害のある人に、権利擁護事業や成年後見制度の利用の促進を図りました。

第3節 重点施策

第1項 利用者支援の充実

～障害のある人が、住み慣れた地域で安心して暮らすために、それぞれのニーズに応じ、適切な相談を受けることができるよう、「利用者支援の充実」として相談事業の充実を図ります。～

- 障害のある人が、住み慣れた地域で安心して暮らすためには、それぞれのニーズに応じ、適切な相談を受けることが必要です。
- 身近な相談の窓口として、市役所窓口や障害者福祉センター*をはじめとして、地域生活支援センターびーと、ライフサポートMEW、在宅介護支援センター、保健所、医師や看護師、障害者相談員、民生委員などを位置づけます。
- さらに、専門的な相談については、東京都心身障害者福祉センターや精神保健福祉センターなどとの連携を図り、行っていきます。



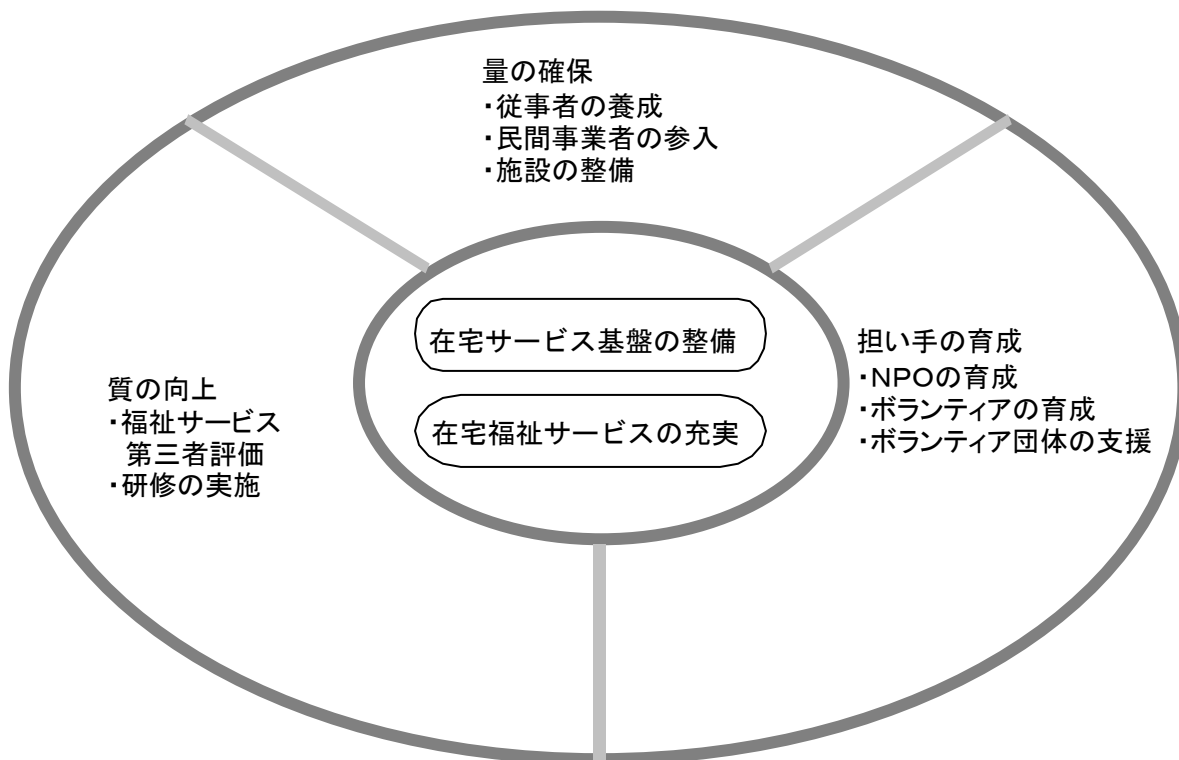
* 障害者福祉センター

市内に居住する障害のある人が、地域の住民と相互理解と連帯を深めながら、センターの各事業を通じて、社会参加と自立をめざし、福祉の増進を図ることを目的として運営されている。

第2項 在宅福祉サービスの充実

～障害のある人が地域で生活するために必要な「在宅福祉サービスの充実」を図ります。～

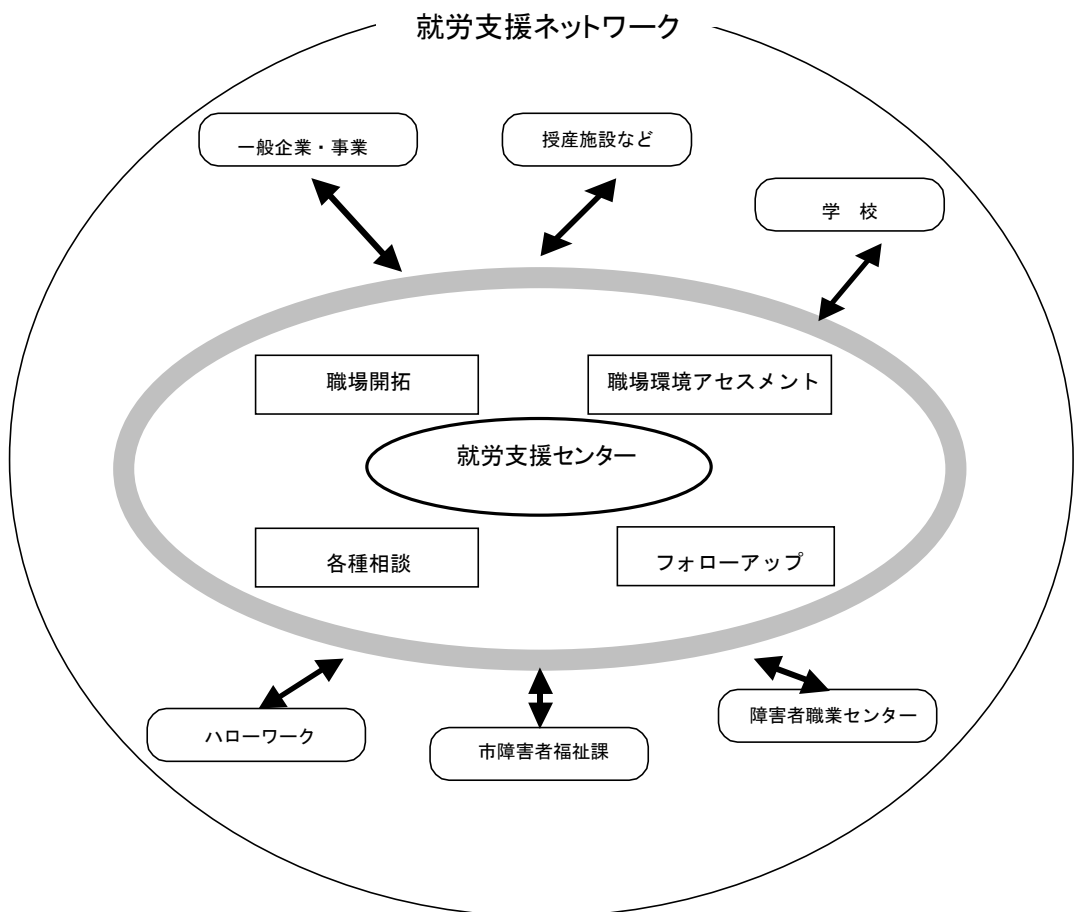
- 障害のある人が地域で生活するためには、サービス基盤の整備が必要であり、そのためには、既存の事業者の育成はもちろんのこと、新たな事業者の参入促進を図っていく必要があります。
- 一人ひとりのニーズに合ったサービスを確保し、利用を促進するために、サービスの質や人材の確保を図るために、従事者の養成講習会や研修会の実施、第三者評価によるサービスの質の向上などを行っていきます。
- さらに、地域における支え合いの担い手としてのNPO団体やボランティアなどの育成にも取り組んでいきます。



第3項 就労支援の構築

～福祉的就労*から一般就労へ向けたより一層の支援をめざし、「就労支援ネットワークの構築」を図ります。～

- これまでも障害のある人の就労支援は行われてきましたが、いわゆる福祉的就労を主とした取り組みでした。
- 今後は、一般就労へ向けたより一層の取り組みも必要とされることから、従来の更生・授産施設、小規模授産施設*などに自立訓練、就労移行支援、就労継続支援などの機能を持たせるとともに、学校やハローワーク、通所施設、さらには民間企業や行政が連携して、障害のある人一人ひとりの適性に合った就労斡旋などを進めていきます。
- そのためにも、就労支援センターを設置して、雇用の開拓・促進・定着などを支援するとともに、短時間就労や在宅就労など、多様な形での就労が可能となるよう、企業などへの働きかけを行っていきます。



* 福祉的就労

一般企業で就労が困難な障害のある人が、授産施設や小規模作業所で職業訓練などを受けながら働くことをいう。自立・更生を促進し、生きがいをつくるという意味合いがある。

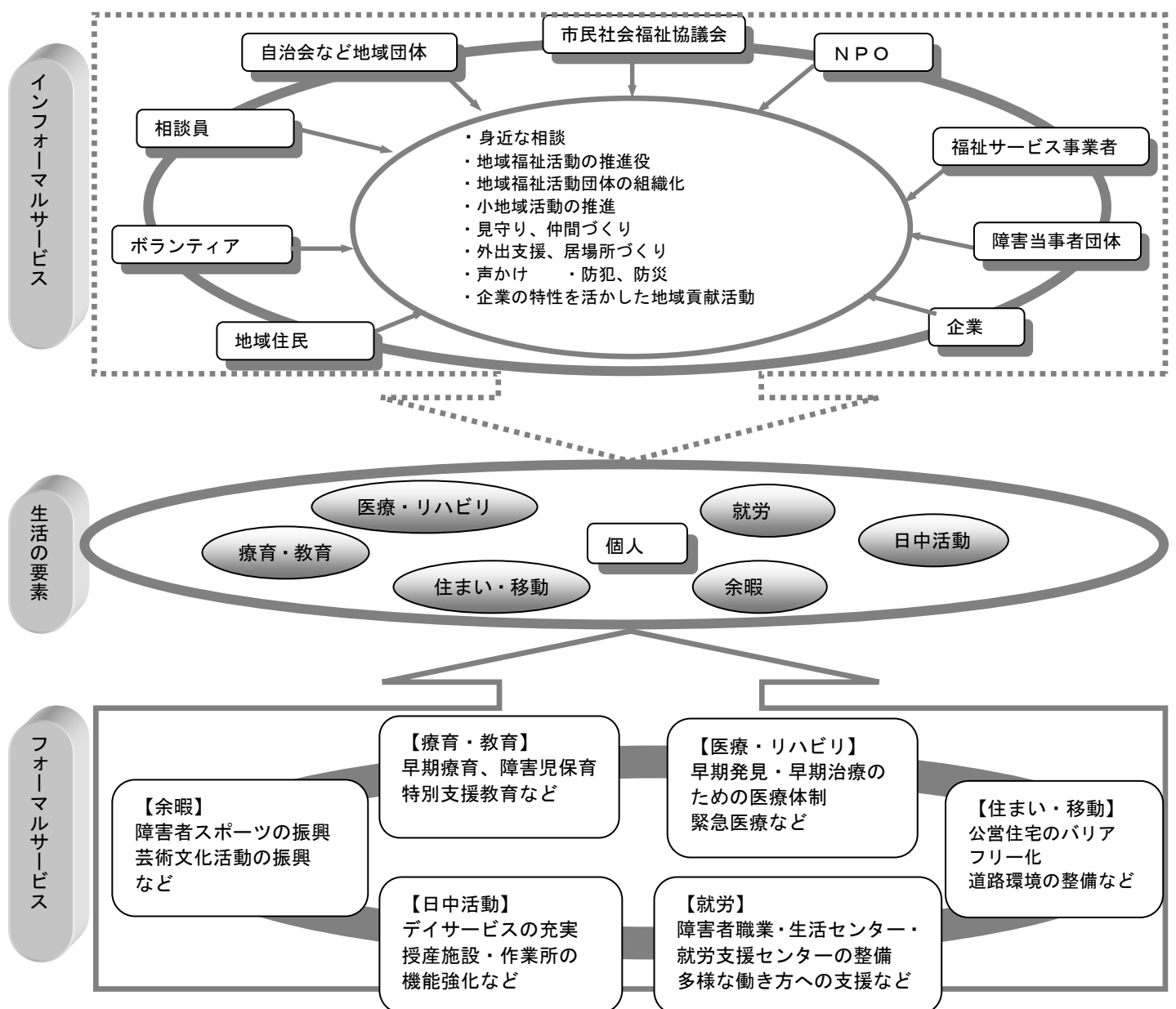
* 小規模授産施設

授産施設のうち、常時の利用者が19人以下の施設のこと。

第4項 地域生活を支える仕組みの構築

～住み慣れた地域で安心して生活するために、地域住民や団体との連携を図る「地域生活を支える仕組みの構築」に取り組みます。～

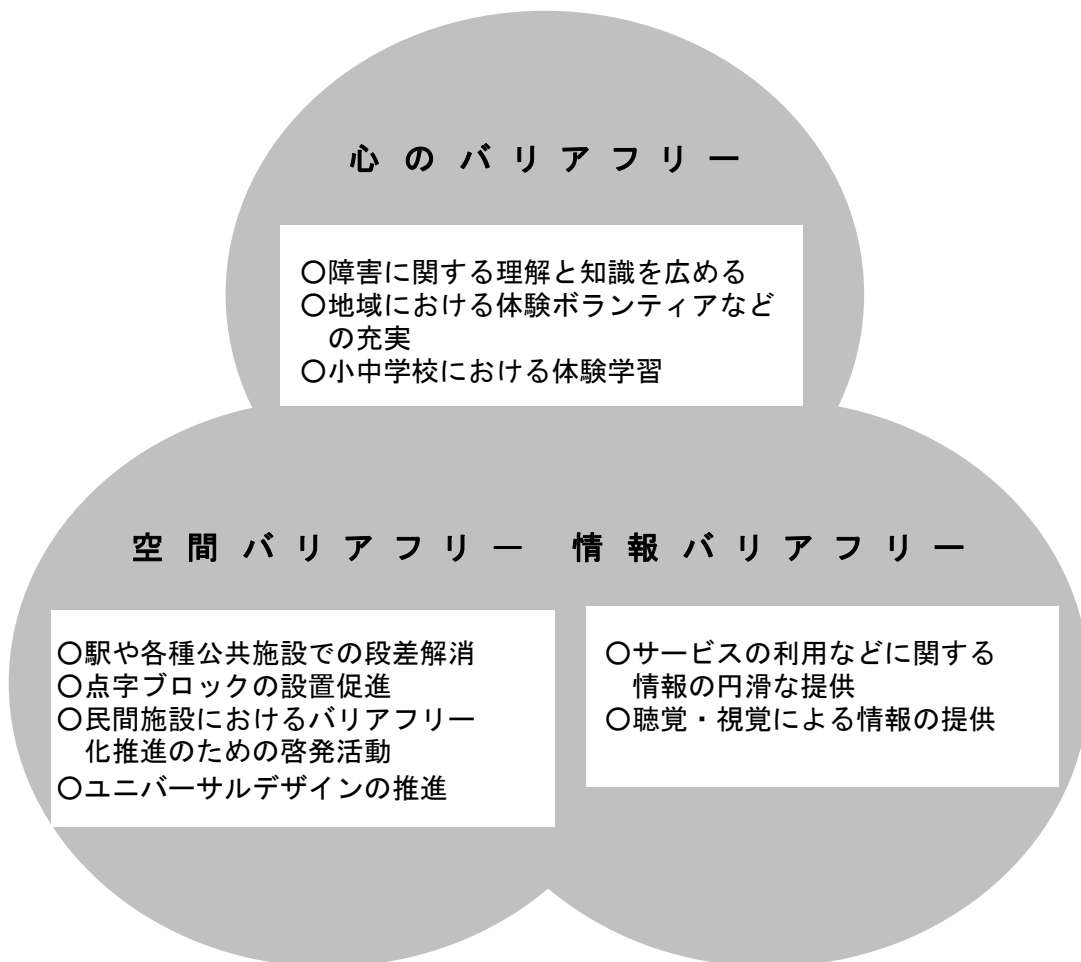
- 障害のある人が住み慣れた地域で安心して生活するためには、福祉サービスを整備するだけでなく、地域の住民などによるきめ細かな配慮や障害のある人の積極的な参加が必要とされます。また、施設入所から地域生活に移行する場合にも、地域における支え合いの仕組みが不可欠です。
- 地域の多様な主体がそれぞれの特性を生かしながら、“共助”のシステムを推進するため、地域の自主的な取り組みと協働する「地域支援体制の構築」を進めます。



第5項 総合的なバリアフリー化の推進

～障害のある人の社会参加を阻害する要因を取り除くことをめざした「総合的なバリアフリー化の推進」に取り組みます。～

- 障害のある人が、地域でいきいきと暮らしていくためには、社会参加を制約する環境要因を取り除く必要があります。
- そのためにも、社会の障害に対する理解不足や誤解などによる差別と偏見をなくすための“心のバリアフリー”を、また障害のある人が自由に活動することができるよう“空間のバリアフリー”を、さらにコミュニケーション支援のための“情報のバリアフリー”を進めていきます。



第4節 障害者計画の施策体系

基本施策	福祉総合計画施策	事業
雇用・自立支援と 生きがい活動の 推進	障害のある人の雇用と 自立支援の推進	就労支援センターの設置
		就労支援ネットワークの構築
		通所施設などの整備・充実
	生きがいづくり活動の 充実	余暇活動の充実
		自主活動支援の充実
		放課後対策の充実
		図書館サービスの充実
		スポーツ・レクリエーション事業の充実
		体育館の利用の促進
	自立生活訓練の充実	自立生活訓練の検討
		補装具・日常生活用具の給付、住宅改造 などの推進
		盲導犬、聴導犬、介助犬の斡旋
	外出支援の促進	リフトタクシー、レモンキャブ、 ムーバスの利用の促進
		福祉タクシー・ガソリン費助成の利用の 促進
		路線バスのバリアフリー化の推進
		自動車改造費の助成制度の利用促進
		自動車の購入費・運転免許取得の援助
	地域で支え合う 福祉のまちづくり	地域福祉を支える基盤の 強化
地域福祉活動の推進		
孤立予防の推進		
心のバリアフリーの推進		普及・啓発活動の充実
		交流教育の充実
		地域交流の推進
		福祉教育の推進
ふれあい・ボランティア 体験の促進		ボランティアセンター武蔵野との 連携による事業の拡大
		学校教育におけるボランティア 体験学習の支援
ボランティア活動の支援		ボランティア活動の支援
		ボランティアの育成
		失語症会話パートナーの育成
		傾聴ボランティアの育成
		障害者団体・ボランティア団体への助成

安心して暮らせるまちづくり	地域の安全・安心の確保	安全・安心ネットワークの推進
		防災行動マニュアルの策定
		緊急時対応システムの充実
		知的障害者探索事業の充実
		福祉施設の避難場所の充実
		震災時の安全対策の推進
	相談事業の充実	生活支援センターの整備
		生活支援センターネットワークづくり
		在宅介護支援センターとの連絡調整の整備
		障害者相談員の充実
		発達障害児（者）の相談事業などの検討
	保健・医療の充実	保健・医療・福祉の他機関との連絡調整の整備
		母子保健事業との連携の推進
		かかりつけ医との連携推進
		新生児訪問・未熟児訪問の推進
		精神障害のある人の訪問指導の充実
	地域リハビリテーションの推進	地域リハビリテーションの仕組みの構築
		機能訓練事業の充実
	保育・教育の充実	保育園、幼稚園における障害児保育の充実
		障害児教育の充実
		特別支援教育の推進
		教育相談の充実
		就学前療育の充実
	情報収集・提供システムの充実	窓口業務の充実
		情報収集・提供システムの充実
	バリアフリー化の促進	交通バリアフリー化の推進
		公園のバリアフリー化の推進
公営住宅のユニバーサルデザイン化の推進		
住宅のバリアフリー化の推進		
福祉のまちづくり事業の推進(ユニバーサルデザインの推進)		
路上障害物の除去・道路の段差解消の推進		

サービスの質の向上 と利用者の保護	ケアマネジメントの充実	ケアマネジメント研修の充実
		ケアマネジメントの推進
	権利擁護事業・成年後見 制度の利用の促進	権利擁護事業の利用の促進
		成年後見制度の利用の促進
	福祉サービス第三者評価 システムの確立	福祉サービス第三者評価システム の確立
サービス基盤の整備	人材育成の充実	ホームヘルパーの養成、研修の充実
		手話通訳者の養成、研修の充実
		要約筆記者の養成、研修の充実
		ガイドヘルパーなどの養成、研修の充実
		サービス提供事業従事者の資質の向上 の推進
	地域生活を支援する サービス基盤の整備	グループホームの充実
		ショートステイの充実
		デイサービスの充実
		障害者用住宅の確保の推進
		食事サービスの充実
		住宅費の助成の推進
		借家保証人制度の検討
		訪問入浴・布団乾燥サービスの充実
		理容・美容サービスの充実
	障害者福祉センターの事業の見直し	
	サービス事業者の参入の 促進	サービス事業者の参入の促進および 育成
		NPO法人の育成

第1項 雇用・自立支援と生きがい活動の推進

【現状と課題】

■障害のある人が、地域で自立した生活をしていくためには、就労や、趣味活動などの余暇時間の利用、そして外出するための支援が必要となります。

■「障害者実態調査」結果から福祉的就労をしている人の今後の希望をみると、4人に1人が、会社等で働きたいとしています。

◇同調査結果で一般就労している割合をみると、「18～39歳」では21.2%、「40～64歳」では16.2%となっています。一方、福祉的就労をしている割合は、「18～39歳」では37.6%、「40～64歳」では8.1%となっています。

◇福祉的就労をしている人について、今後の働き方に関する希望をみると、「現状のままでよい」が58.7%と最も多くなっていますが、「会社等に就職し、フルタイムで働きたい」が4.2%、「週3～4日、または半日勤務などの短時間勤務なら会社で働きたい」が21.0%と、一般就労を希望する割合が合計25.2%となっています。

■福祉的就労から一般就労へ向けたより一層の支援が必要とされていますが、福祉的就労をしている人のうち「週3～4日、または半日勤務などの短時間勤務なら会社で働きたい」が21.0%という結果からも分かるように、障害の状況や程度によって、希望する就労形態や、就労可能な形態が異なることから、就労の場の開拓だけでなく、現場においてさまざまな形態での就労を可能とするような、就労に向けてのサポート体制の構築が急務です。

■また、障害のある人の健康増進を図り、生きがいを創出するためには、地域の人と一緒に取り組める余暇活動の充実も必要とされています。

■そしてこのような生活をサポートするためには、障害のある人が安心して外出できるような外出支援の充実が不可欠です。

【取組の方向性】

1. 障害のある人の雇用と自立支援の推進

■障害のある人の自立と社会経済活動への参加を促進するため、それぞれの特性・個別性を考慮した就労機会の確保・雇用促進を図る体制の整備を行います。

2. 生きがいづくり活動の充実

■地域社会の一員として、生きがいを持って健康的に暮らせるよう地域活動に参加できる体制の充実を図ります。

3. 自立生活訓練の充実

■自立した生活を円滑に過ごせるよう、補装具や日常生活用具の給付など、利用を促進します。

4. 外出支援の促進

- 公共交通機関の利用による外出が困難な方に、気軽に安心して外出できるよう、それぞれの障害に合った多様な移動手段を用意し、充実を図ります。

【具体的取組】

1. 障害のある人の雇用と自立支援の推進

就労支援センターの設置

障害のある人の就労に向けて、訓練、指導、斡旋および雇用者への支援などを実施する就労支援センターを設置します。

就労支援ネットワークの構築

障害のある人の就労を支援するため、行政、授産所、学校、ハローワーク、企業などと連携し、就労に向け特性、個別性を踏まえた支援体制を構築します。

通所施設などの整備・充実

障害のある人の就労意欲を高め、自立した生活を支援するために就労の場の整備・充実を図ります。

2. 生きがいつくり活動の充実

余暇活動の充実

余暇を利用した趣味活動の拡大や仲間づくりなど、余暇活動の充実を図ります。

自主活動支援の充実

障害のある人、家族、ボランティアなどが自主的に実施する活動を支援します。

放課後対策の充実

障害のある児童生徒の放課後を有効に活用するため、地域デイグループや学童クラブなどの充実を図ります。

図書館サービスの充実

障害のある人が図書館を利用しやすくなるよう、点字図書、朗読、拡大写本などのサービスの充実を図ります。

スポーツ・レクリエーション事業の充実

障害のある人が充実した生活を過ごすため、スポーツ・レクリエーションなどの事業の充実を図ります。

体育館の利用の促進

障害のある人のスポーツ活動を推進するため、体育館の利用料の減免制度を周知し、利用を促進します。

3. 自立生活訓練の充実

自立生活訓練の検討

障害のある人が独立して生活するための日常生活に必要な訓練などを検討します。

補装具・日常生活用具の給付、住宅改造などの推進

自立した生活が過ごせるよう補装具、日常生活用具などの給付および住宅改造などの推進を図ります。

盲導犬、聴導犬、介助犬の斡旋

障害のある人の生活のパートナーとして盲導犬、聴導犬、介助犬*を斡旋します。

4. 外出支援の促進

リフトタクシー、レモンキャブ、ムーバスの利用の促進

障害のある人の外出を支援するため、リフトタクシー、レモンキャブ、ムーバスの利用促進を図ります。

福祉タクシー・ガソリン費助成の利用の促進

障害のある人の外出を支援するため、福祉タクシーの利用券・ガソリン費助成の利用を促進します。

路線バスのバリアフリー化の推進

障害のある人が利用できるバスの導入を関係機関の協力を得て推進します。

自動車改造費の助成制度の利用促進

自家用車の改造費助成制度の活用を促進し、障害のある人の外出を支援します。

自動車の購入費・運転免許取得の援助

自動車購入費貸付制度および自動車免許証の取得費助成などにより、障害のある人の外出を支援します。

* 介助犬

肢体不自由者の動作を介助するために、上肢機能の代償として落としたものを拾ったり手の届かないものを取ってきて渡したりするほか、電気などのスイッチ操作、ドアや引き出しの開閉、荷物の運搬、車椅子を引く、姿勢保持や歩行を助ける、体位・肢位移動など、障害のある人のニーズに合わせた作業訓練を受けた犬のこと。

第2項 地域で支え合う福祉のまちづくり

【現状と課題】

■ 支援費制度の導入及び障害者自立支援法の施行や、精神障害者福祉サービスの市町村への一部委譲など、障害のある人を取り巻く制度的な環境は、近年、大きく変化しており、その対応が必要とされています。同時に、国は、施設中心の福祉から、地域福祉へ移行する方針を示しています。

■ 「障害者実態調査」の結果をみても、入所施設への希望よりも自宅での生活の継続を、また入所施設の充実よりも在宅サービスの充実を希望する割合が高くなっています。このようなことから、より一層、地域の相互理解の中で、生活を支えていく仕組みを作ることが大切です。

◇ 同調査結果から、将来希望する暮らしについてみると、「今のままでよい」が圧倒的に多く（45.7%）、3年前と比べて4.4ポイント上昇しています。一方、「入所施設で暮らしたい」は5.9%、「グループホーム（ケア付き住宅を含む）で暮らしたい」は8.9%に過ぎません。

◇ また、武蔵野市で充実して欲しいサービスをみると、「ホームヘルパーの派遣」（17.5%）、「余暇活動（福祉センターの趣味の講座等を含む）」（15.2%）、「生活支援センターなど相談機能の充実」（14.6%）、「外出介助（ガイドヘルパーを含む）」（14.2%）といった、在宅サービスが上位にきています。

■ また、障害のある人の自立と社会参加を促進するためには、社会全体で、偏見や差別をなくすことが必要です。そのためには、市民に対する情報提供を通じた意識啓発を図ることはもちろんのこと、障害のある人の経験などを生かし、多様なふれあいの場を通じて相互理解の促進を図ると同時に、閉じこもりや孤立を防止し、住みやすいまちづくりを推進していくことが必要です。

【取組の方向性】

1. 地域福祉を支える基盤の整備

■ 地域で生活するために、地域における人材と社会資源を効果的に活用し、地域住民と障害のある人との相互連携により、住みやすいまちづくりを推進します。

2. 心のバリアフリーの推進

■ すべての人の人格と個性が尊重され、障害に対する市民の理解と協力を得られるよう、啓発活動を推進します。

3. ふれあい・ボランティア体験の促進

■ 地域で障害のある人を理解し、ともに協力し助け合うため、ボランティア体験学習を支援します。

4. ボランティア活動の支援

- 地域で支え合う体制づくり、地域で「共助」を行う体制づくりを推進するためボランティア活動を支援します。

【具体的取組】

1. 地域福祉を支える基盤の強化

地域生活を支える仕組みの検討

地域における人材づくりと社会資源の有効活用を効果的に組み合わせ、共助の仕組みを検討します。

地域福祉活動の推進

地域社協による地域における助け合い活動を定着、発展させ、地域福祉活動の活性化を推進します。

孤立予防の推進

障害などにより、閉じこもりや行き場のない方に対して、憩いの場やデイケアなどの場を提供し、地域の方との触れ合いを推進します。

2. 心のバリアフリーの推進

普及・啓発活動の充実

障害を理解し、偏見や誤解などを取り除くために市民に普及・啓発活動を実施します。

交流教育の充実

小・中学校の児童・生徒が障害を理解するため、心身障害児学級との交流を深め、相互理解を促します。

地域交流の推進

障害のある人と地域住民、ボランティアなどの交流を図り、相互理解を深める施策を推進します。

福祉教育の推進

学校教育で障害のある人や高齢者への理解を深めるための体験学習の推進を図ります。

3. ふれあい・ボランティア体験の促進

ボランティアセンター武蔵野との連携による事業の拡大

ボランティアセンター武蔵野が行う、障害のある人とのふれあいボランティア体験や講座などの活動を支援します。

学校教育におけるボランティア体験学習の支援

小中学校児童・生徒による、障害のある人のための施設などにおけるボランティア体験学習活動を支援します。

4. ボランティア活動の支援

ボランティア活動の支援

地域福祉の担い手であるボランティアが活動しやすいよう、研修などを実施し、支援します。また、障害のある人の視点を生かし、自らもボランティアの担い手となれるよう支援します。

ボランティアの育成

行政だけでは担いきれないきめ細かなサービスを地域住民の理解と協力を得て実施するため、手話通訳者、点訳者など、地域の共助を担うボランティアを育成します。

失語症会話パートナーの育成

失語症の人の社会参加を促すため、失語症会話パートナーのボランティアの育成を図ります。

傾聴ボランティアの育成

障害のある人が抱える悩み、孤独、不安などに耳を傾け、相手の気持ちに寄り添うボランティアを育成します。

障害者団体・ボランティア団体への助成

障害者団体やボランティア団体の自主活動の活性化を図るため、運営費の一部を助成します。

第3項 安心して暮らせるまちづくり

【現状と課題】

■障害のある人が、安心して生活をするためには、生活上のさまざまな不安要素を取り除くことが必要です。

■「障害者実態調査」結果から、日頃の悩み事や心配事の内容をみると、自分や家族の健康といった項目の次に「緊急時の対応」となっており、災害などの緊急時に安全に避難できるような仕組みづくり、また情報提供体制の構築が必要となっています。

◇同調査結果から、日頃の悩み事や心配事の内容をみると、「自分の健康状態」が最も多く（64.1%）、次いで「自分の介護（将来必要になった場合を含む）」（49.1%）、「家族の健康」（33.2%）、「緊急時の対応」（31.9%）となっています。前回調査と比べると、すべての項目において割合が高くなっていますが、特に「緊急時の対応」を挙げる割合は、8.3ポイントも上昇しています。

■また、生活上の不安要素を取り除くためには、相談体制の構築が必要です。同調査結果から悩みや心配事の相談相手をみると、「家族・親族」が圧倒的に多いものの（58.4%）、次いで「医師や看護師」（28.8%）、「友人・知人」（18.2%）、「市の相談窓口」（13.7%）となっていることから、より一層、相談機能の充実に取り組んでいく必要があります。

【取組の方向性】

1. 地域の安全・安心の確保

■地域で安全・安心に生活をするために障害のある人や地域住民など関係機関との協力により、課題を解決するための効果的な仕組みを整え、安全の確保を推進します。

2. 相談事業の充実

■地域での生活が安心して続けられるよう、社会資源の活用などにより、身近な相談・助言については、個人のニーズに応じた専門機関の整備を図ります。

3. 保健・医療の充実

■障害の早期発見と重度化を予防し、健康の維持に努めるため、医療機関などとの連携を図ります。

4. 地域リハビリテーションの推進

■障害のある人が地域で自立した生活を続けるため、保健・医療・福祉の支援体制を充実させ、障害の軽減を図り、専門職による機能訓練の充実を図ります。

5. 保育・教育の充実

■障害のある子どもの健全育成を図るため、学齢期前から教育・子育て支援などを充実し、障害の軽減を図ります。

6. 情報収集・提供システムの充実

■行政情報の提供システムを充実し、誰もが必要な情報を的確に収集・提供できるよう検討します。

7. バリアフリー化の促進

■誰もが快適な生活を過ごせるよう、まちのバリアフリー化を促進します。

【具体的取組】

1. 地域の安全・安心の確保

安全・安心ネットワークの推進

障害者世帯、単身世帯などの見守りや犯罪被害を未然に防ぐために行政、警察、民生委員、地域住民との連携を図ります。

防災行動マニュアルの策定

災害時の安否確認や避難の手順などの防災行動マニュアル策定に向け検討します。

緊急時対応システムの充実

一人暮らしや病気などで日常生活に不安のある方の緊急時対応システムの充実を図ります。

知的障害者探索事業の充実

知的障害のある人が道に迷ったり、行方がわからなくなったりしたとき、探索システムにより、早期に発見し、安全を確保します。

福祉施設の避難場所の充実

災害などの第2次避難場所として福祉施設を活用し、その受け入れ体制を検討し、充実します。

震災時の安全対策の推進

障害のある人の世帯に、地震などによる被害を防ぐため、家具転倒防止金具の取り付けや住宅の耐震診断改修および住宅耐震助成を推進します。

2. 相談事業の充実

生活支援センターの整備

障害のある人が生活するうえでの相談、助言、指導および関係機関との連絡調整を図るために生活支援センターを整備します。

生活支援センターネットワークづくり

身体、知的、精神に障害のある人の生活を支援するため、障害者福祉課、障害者福祉センター、びーと、ライフサポートMEWなどをネットワークし、サービス情報などの共有化を図ります。

在宅介護支援センターとの連絡調整の整備

高齢で障害のある人に適切なサービスを提供するため、在宅介護支援センターと連絡調整し、よりよいサービスを行います。

障害者相談員の充実

当事者や家族などの相談員が、身近な問題の解決に向け機能するよう、身体、知的、精神障害者相談員制度の充実を図ります。

発達障害児（者）の相談事業などの検討

注意欠陥・多動性障害*、学習障害*、高機能自閉症*などの児童に養育、教育、訓練などの相談事業を検討します。

3. 保健・医療の充実

保健・医療・福祉の他機関との連絡調整の整備

障害福祉サービスの向上を図るため、保健、医療、福祉などの関係機関との連携を図り、障害のある人の負担の軽減を図ります。

* 注意欠陥・多動性障害（ADHD）

年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力、衝動性や多動性を特徴とする行動の障害で、社会的な活動や学業に支障をきたすもの。症状は7歳以前に現れ、その状態が継続する。原因としては、中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定される。

* 学習障害（LD）

基本的には全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する、または推論する能力のうち、特定のものの習得と使用に著しい困難を示す障害を指す。中枢神経系に何らかの機能障害があると推定される。

* 高機能自閉症

自閉症の3つの特徴（社会的相互交渉における障害、コミュニケーションの障害、反復的・常道的行動）を有するが、知的障害を伴わないもの。

母子保健事業との連携の推進

障害を早期に発見するため、健診の受診率を向上させ、早期に治療や療育につながるにより障害の軽減を図ります。

かかりつけ医との連携推進

日常的にかかりつけ医と連携して適切な医療サービスと福祉サービスを提供します。

新生児訪問・未熟児訪問の推進

障害の早期発見、予防のため、保健師などの訪問による相談、支援を推進します。

精神障害のある人の訪問指導の充実

精神に障害のある人が安心して生活できるよう医療・生活相談指導のため保健師、ケースワーカーなどによる訪問活動の充実を図ります。

4. 地域リハビリテーションの推進

地域リハビリテーションの仕組みの構築

高齢者や障害のある人が地域で自立した生活を実現し、持続するために保健・医療・福祉の連携による支援体制を構築します。

機能訓練事業の充実

障害者福祉センター、保健センター、デイケアセンターなど関係機関と連携し、それぞれの障害に合った機能訓練の充実を図ります。

5. 保育・教育の充実

保育園、幼稚園における障害児保育の充実

保育園、幼稚園に障害児を受け入れ、幼児期より集団生活の中で生活能力を育むため、保育・教育の充実を図ります。

障害児教育の充実

子どもの発達の様子や障害の状態に応じて適切な教育ができるよう心身障害学級の充実を図ります。

特別支援教育の推進

子どもの発達の様子や障害の状態に応じて適切な教育ができるよう、心身障害学級の充実を図るとともに通常の学級における注意欠陥・多動性障害、学習障害、高機能自閉症などの児童・生徒への支援を推進します。

教育相談の充実

保護者の教育上の悩みや相談などについては、関係機関と連携し、幼児から成人に至るまでの教育に関する相談体制を充実します。

就学前療育の充実

障害の多様化に対応して、乳幼児から育児、就学などの相談、療育、生活指導などを実施しているべこのこ学級の充実を図ります。

6. 情報収集・提供システムの充実

窓口業務の充実

手話ガイドの配置など、個々の障害に応じたコミュニケーション手段を工夫し、それぞれのニーズに適したサービスの案内を提供します。

情報収集・提供システムの充実

サービスの利用などの情報を円滑に提供するためインターネットなどを利用し、情報提供システムの充実を図ります。

7. バリアフリー化の促進

交通バリアフリー化の推進（駅のエレベーター・エスカレーターの設置）

高齢者や障害のある人が電車、バスなどの公共機関を利用し、移動を円滑に進めるため、各施設のエレベーター、エスカレーターの設置を推進し、バリアフリー化を促進します。

公園のバリアフリー化の推進

車いす利用の人など、誰もが利用しやすい公園のバリアフリー化を推進します。

公営住宅のユニバーサルデザイン化の推進

歩行困難者などが快適に生活できるよう、公営住宅の建替え時に順次ユニバーサルデザイン化を推進します。

住宅のバリアフリー化の推進（住宅改造相談）

障害の状況に合わせた適切な住宅の改造相談に応じ、バリアフリー化を推進します。

福祉のまちづくり事業の推進（ユニバーサルデザイン化の推進）

すでに存在している障壁を取り除くバリアフリー化をさらに推し進める一方、事業立案の段階から誰にとっても快適なまちづくりを進めるユニバーサルデザイン化を推進します。

路上障害物の除去・道路の段差解消の推進（放置自転車の撤去など）

安全な歩行空間を確保するため、関係機関と連携し、歩道上のさまざまな障害物を取り除き、段差の解消を推進します。

第4項 サービスの質の向上と利用者の保護

【現状と課題】

- 障害のある人が、それぞれのニーズに応じたサービスを適切に利用するためには、一人ひとりのニーズの把握と、それをサービス利用につなげていくためのケアマネジメントの充実が不可欠です。
- また支援費制度の導入及び障害者自立支援法の施行により、障害のある人が契約手続きなどを行うケースが増加していますが、そのような際に、判断能力が不十分であるために本人の尊厳や権利が不当に侵害され、経済的な損害をこうむる危険性もあることから、権利擁護の取り組みを進めていくことが必要です。
- サービスの質の面では、実態調査の結果で見ると、支援費サービスの提供事業者に対する不満は少ないものの（「不満である」と「やや不満ある」の合計が8.6%）、不満の内容をみると、「事業者を選択する余地がなかったため」が最も多く（42.1%）、次いで「希望する曜日・時間帯に利用できない」（34.2%）、「ヘルパーの介護技術に不安を感じる」（31.6%）となっており、より一層、サービスの質的な向上に取り組んでいく必要があります。

- 障害のあるすべての人が良質なサービスを受ける権利を保障するために、サービス評価の実施と、その結果の公表を通じて、サービスの質の向上に取り組んでいく必要があります。

【取組の方向性】

1. ケアマネジメントの充実

- 生活の質の向上を図るため、ケアマネジメントの充実と従事者の質の向上を図ります。

2. 権利擁護・成年後見制度の利用の促進

- 判断能力が不十分な方に契約の代行や財産管理制度の利用または成年後見制度の活用を促し、福祉サービスが円滑に利用できるよう支援します。

3. 福祉サービス第三者評価システムの確立

- サービスの質の向上を図るため、第三者機関によるサービス評価事業を実施します。

【具体的取組】

1. ケアマネジメントの充実

ケアマネジメント研修の充実

東京都が実施するケアマネジメント研修を受講し、ケアマネジャーの資質の向上を図ります。

ケアマネジメントの推進

利用者により良いサービスを提供するケアプラン作成など、ケアマネジメントを推進します。

2. 権利擁護事業・成年後見制度の利用の促進

権利擁護事業の利用の促進

契約など手続きに関する判断能力が乏しい人に代わって、代理人が契約などを代行する福祉公社の権利擁護事業の利用を促進します。

成年後見制度の利用の促進

親亡き後、判断能力がない本人に代わり財産保全、金銭管理などを行うため、成年後見制度の利用を促進します。

3. 福祉サービス第三者評価システムの確立

福祉サービス第三者評価システムの確立

サービスの質の向上を図るため、事業者のサービスなどに関して第三者の評価を受け、業務の改善を促します。

第5項 サービス基盤の整備

【現状と課題】

- 障害のある人の生活の場を施設から在宅へ移すためには、通所施設やホームヘルプサービスの質的量的な基盤を整備するとともに、サービスを担う人材の育成が不可欠です。
- 特に、障害のある人のさまざまなニーズに適切に対応できるよう、日中の活動の場の確保と同時に、障害の特性に応じたホームヘルパーの養成など、人材の育成に取り組んでいく必要があります。

【取組の方向性】

1. 人材育成の充実

- 障害に合ったサービスの提供やサービスの質の向上を図るため人材を育成し、より良いサービスを提供する基盤を整備します。

2. 地域生活を支援するサービス基盤の整備

- 在宅生活をするために、必要とするサービス基盤の充実を図ります。

3. サービス事業者の参入の促進

- 地域で障害福祉サービスを提供する事業者を育成し、よりよいサービス事業者の参入の促進を図ります。

【具体的取組】

1. 人材育成の充実

ホームヘルパーの養成、研修の充実

障害のある人の在宅生活を支援するため、障害に合ったホームヘルパーの養成や資質の向上を図る研修を実施します。

手話通訳者の養成、研修の充実

聴覚障害のある人のコミュニケーションの手段である手話通訳者を養成し、資質の向上を図るため、研修を実施します。

要約筆記者の養成、研修の充実

中途失聴・難聴者などのコミュニケーションの手段である要約筆記者を養成し、資質の向上を図ります。

ガイドヘルパー*などの養成、研修の充実

視覚、知的障害のある人の外出を促進するため、ヘルパーを養成・確保し、資質の向上を図ります。

* ガイドヘルパー

ひとりで外出することが困難な障害のある人（身体障害のある人の場合は、重度の視覚障害のある人および脳性麻痺などの全身性障害のある人）を対象に、自立と社会参加を推進するために外出時の付添いなどを行うホームヘルパーのこと。

サービス提供事業従事者の資質の向上の推進

サービス事業者が利用者の要望に応えるサービスを提供するため、質の向上を図る研修などを推進します。

2. 地域生活を支援するサービス基盤の整備

グループホームの充実

身体、知的、精神に障害のある人が地域で自立して生活する場としてグループホームやケアホームなどを充実します。

ショートステイの充実

地域で安心して暮らしが営めるよう、緊急時に一時的に生活できる場としてショートステイの充実を図ります。

デイサービスの充実

在宅で生活する障害のある人の自立促進、生活改善、身体機能の維持向上を図り、社会参加を促進するため整備、充実を図ります。

障害者用住宅の確保の推進

公営住宅建替え時に障害者用住宅の確保を促進し、また民間住宅を借り上げるなど、障害のある人に配慮した住宅を確保します。

食事サービスの充実

ひとり世帯などの障害のある人の健全な食生活を確保し、生活習慣病を予防するため、食事サービスの拡大を図ります。

住宅費の助成の推進

住み慣れた地域で生活できるよう、民間アパートなどの家賃の助成を推進します。

借家保証人制度の検討

身寄りのない人など、保証人がいないために住宅が借りられない人のために、借家保証人制度を検討します。

訪問入浴・布団乾燥サービスの充実

重度の障害のある人の衛生環境を保つため、サービスの充実を図ります。

理容・美容サービスの充実

重度の障害のある人の理容・美容サービス利用の促進を図ります。

障害者福祉センターの事業の見直し

センターの相談機能、機能訓練や生活訓練などの充実を図り、障害のある人が自立した生活ができるよう事業の見直しを行います。

3. サービス事業者の参入の促進

サービス事業者の参入の促進および育成

良質なサービスの供給を増やすため、サービス供給事業者の参入および育成を図ります。

NPO法人の育成

利用者の個々のきめ細かなニーズにあったサービスの提供者であるNPO法人を育成し、サービス供給体制を強化します。

第5節 サービス提供体制の整備

第1項 サービス種別の目標値

1. 指定障害福祉サービス、相談支援事業（指定相談支援）

サービス種別	単位	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度
居宅介護 重度訪問介護 行動援護 重度障害者等包括支援	時間数	63,700	65,600	67,600	73,800
生活介護	実人数	20	40	150	260
自立訓練（機能訓練、生活訓練）	実人数	0	2	2	4
就労移行支援 就労継続支援A型 就労継続支援B型	実人数	5	88	145	196
児童デイサービス	件数	800	1,440	1,680	4,800
短期入所（ショートステイ） ※市単独ショートステイ含む	件数	4,650	4,751	5,827	6,939
共同生活援助（グループホーム） 共同生活介護（ケアホーム）	実人数	34	39	39	43
施設入所支援	実人数	7	35	76	136
相談支援事業（指定相談支援）	件数	35	105	140	160
通所施設（※旧体系）	実人数	164	164	164	164

2. 地域生活支援事業

サービス種別	単位	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度
相談支援事業（一般相談支援）	件数	6,500	6,700	6,700	7,000
コミュニケーション支援事業	件数	130	172	175	190
日常生活用具給付等事業	件数	130	1,700	1,700	1,800
移動支援事業	時間数	26,360	27,570	28,750	32,250
地域活動支援センター	箇所数	2	2	2	3
訪問入浴サービス	実人数	9	17	18	27
緊急通報設備の設置	実人数	8	9	10	13
日中一時支援	延人数	200	500	500	500
知的障害者探索サービス	実人数	17	17	17	20
身体障害者食事サービス	件数	2,370	2,370	2,370	2,400
更生訓練費給付	件数	120	156	166	176
自動車運転免許・自動車改造費助成	件数	2	2	2	3

第2項 サービス確保の方策

【指定障害福祉サービス】 【指定相談支援】

1. 訪問系サービス

(1) 居宅介護、重度訪問介護、行動援護、重度障害者包括支援

■地域で生活することができるよう、日常生活を支援するホームヘルパーを養成し民間事業者の参入を促進し、また、資質の向上を図るため研修の充実を図り、サービス量の確保に努めます。

2. 日中活動系サービス

(1) 生活介護、療養介護、児童デイサービス

■社会福祉法人などと協力し、障害に合った活動の場を確保し、充実に努めます。

(2) 自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）

■障害のある人が、自立して生活するために必要な訓練等の充実に努めます。

(3) 就労移行支援、就労継続支援（A型）、就労継続支援（B型）

■障害のある人の就労に向けて、訓練、指導、斡旋および雇用者への支援などを実施する就労支援センターを設置し、就労を支援するため、行政、授産所、学校、ハローワーク、企業などと連携し、就労に向け特性、個別性を踏まえた支援体制を構築します。

(4) 短期入所（ショートステイ）

■既存施設のベッドの確保や既存住宅などを活用し、家族介護を支援するショートステイの場を確保します。

3. 居住系サービス

(1) グループホーム、ケアホーム

■誰もが地域で自立した生活ができるよう、社会福祉法人やNPO法人などと協力して、グループホーム等の整備を推進します。

(2) 施設入所支援

■在宅生活が困難な障害のある人の生活の場として入所施設の確保に努めます。

4. 相談支援事業（指定相談支援）

■利用者により良いサービスを提供するサービス利用計画の作成など、ケアマネジメントを推進します。

【地域生活支援事業】

1. 相談支援事業（一般相談支援）

■地域で生活するため気軽に相談できる生活支援センターを整備し、関係機関などとの連携ができるネットワーク体制を推進します。

2. コミュニケーション支援事業（手話通訳者派遣、要約筆記者派遣）

■聴覚に障害のある人のコミュニケーションを確保するため、養成講習会を開催するとともに、資質の向上を図るため研修を実施して、必要なサービス量を確保します。

3. 日常生活用具給付等事業

■障害のある人が日常生活を円滑にできるよう、障害に合った日常生活用具を給付します。

4. 移動支援事業

■外出の支援を行うため、ガイドヘルパーを養成し民間事業者の参入を促進し、また、資質の向上を図るため研修の充実を図り、サービス量の確保に努めます。

5. 地域活動支援センター

■相談支援事業（指定相談支援及び一般相談支援）を実施し、障害のある人が生活するうえでの相談、助言、指導および関係機関との連絡調整を図るために生活支援センター（地域活動支援センター）を整備します。

6. 訪問入浴サービス

■重度の障害のある人の衛生環境を保つため、サービスの充実を図ります。

7. 緊急通報設備の設置

■一人暮らしや病気などで日常生活に不安のある方の緊急時対応システムの充実を図ります。

8. 日中一時支援

■日中において介護する人がいないため、一時的に見守りなどを必要とする人を支援します。

9. 知的障害者探索サービス

■知的障害のある人が道に迷ったり、行方がわからなくなったりしたとき、探索システムにより、早期に発見し、安全を確保します。

10. 身体障害者食事サービス

■ひとり世帯などの障害のある人の健全な食生活を確保し、生活習慣病を予防するため、食事サービスの拡大を図ります。

11. 更生訓練費給付

■身体障害者更生援護施設に入所している人等に更生訓練費を給付することにより、社会復帰の促進を図ります。

12. 自動車運転免許・自動車改造費助成

■自動車購入費貸付制度および自動車免許証の取得費助成などにより、障害のある人の外出を支援します。また、自家用車の改造費助成制度の活用を促進し、障害のある人の外出を支援します。

自立支援給付に係る給付費の見込み（旧体系も含む）

（単位：千円）

年 度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 23 年度
給付費	1,211,655	1,251,089	1,255,255	1,632,409

地域生活支援事業に係る給付費の見込み

（単位：千円）

年 度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 23 年度
給付費	140,222	162,640	164,951	195,280

第3項 障害者自立支援法における新たな課題に対する目標値

障害者等の自立支援の観点から地域生活移行や就労支援といった新しい課題について、平成23年度を目標年度として次の数値目標を設定します。

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

項目	数値目標	(都基準)	考え方
現在施設入所者数	121人	—	※平成17年10月1日現在の施設入所者数。
【目標値】 地域生活移行者数	12人	一割	※現在施設入所者のうち、平成23年度末までに、施設入所から、グループホーム、ケアホーム等への移行予定者数。
【目標値】 施設入所者数の減少見込	0人	現在数を超えない。	※平成23年度末までの減少見込数。

※ 各福祉施設は、平成22年3月までに入所者や施設運営の状況に合わせて、新体系に移行することとなっているため、本市としての目標値は未知数である。したがって、ここでは国の基本指針及び東京都の基本的考え方に基づく数値目標を記載した。

2 入院中の退院可能精神障害者の地域生活への移行

項目	数値目標	(都基準)	考え方
現在の退院可能精神障害者数（推計）	55人	55人	※平成14年度時点での都内の退院可能精神障害者数（約5,000人）からの推計。
【目標値】 減少数	28人	5割以上	※上記のうち、平成23年度末までの地域移行予定者数。

※ 本市では地域移行を希望する方への支援体制の整備に努める。しかし、市民の精神科病院への入退院数は把握の手段がないため、本市として【目標値】を掲げることは非常に困難である。したがって、ここでは国の基本指針及び東京都の基本的考え方に基づく数値目標を記載した。

3 福祉施設から一般就労への移行等

項目	数値目標	(都基準)	考え方
現在の年間一般就労移行者数	2人	—	※平成17年度において福祉施設を退所して一般就労した人数。
【目標値】 年間一般就労移行者数	30人	平成17年度実績の2倍以上	※平成23年度においての一般就労者数。